

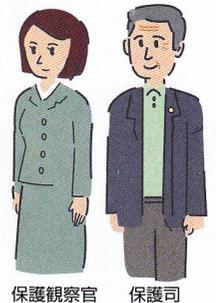
保護観察

保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人がその対象となります。

保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人）	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）	補導処分の残期間

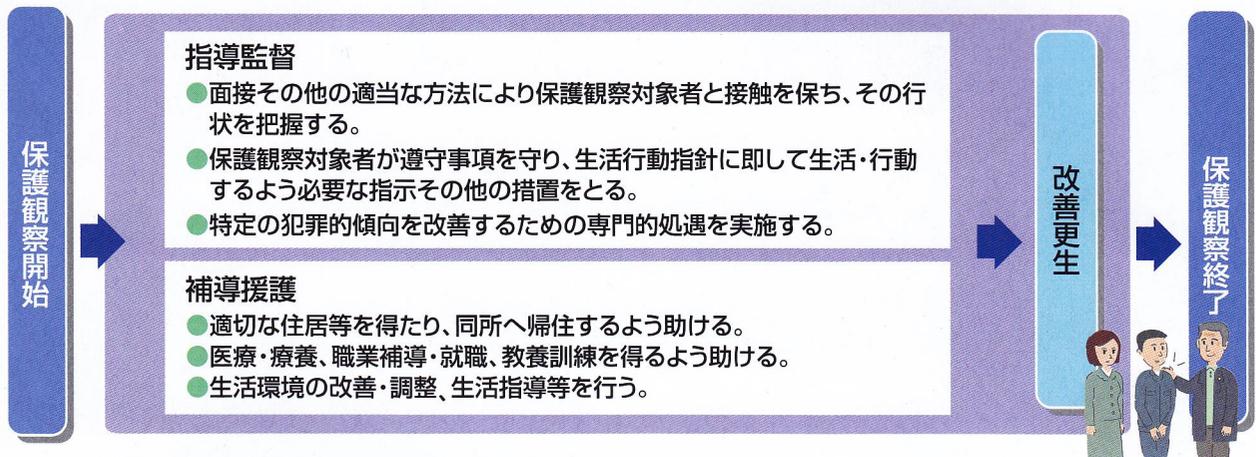
保護観察処分少年の保護観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。



保護観察官 保護司

保護観察の流れ・方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。



社会貢献活動

社会貢献活動とは、保護観察対象者が地域社会に役立つ活動を行い、人の役に立てたという自己有用感や社会のルールを守る意識を育むことで、その立ち直りを促し、再犯・再非行の防止を図る取組です。活動の内容としては、公共の場所での清掃や、福祉施設での介護補助などがあります。



自立更生促進センター

自立更生促進センターとは、一部の保護観察所に附設された国が運営する宿泊施設で、親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を入所させ、保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を行っています。

現在、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する施設として、福島市及び北九州市に「自立更生促進センター」が、主として農業等の職業訓練を行う施設として、北海道沼田町及び茨城県ひたちなか市に「就業支援センター」が、それぞれ設置・運営されています。



福島自立更生促進センター
(福島市)



沼田町就業支援センター
(北海道沼田町)

応急の救護等及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

種別	対象	期間	措置の内容
応急の救護等	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の給与 ・ 医療及び療養の援助 ・ 帰住の援助 ・ 金品の給与 ・ 宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・ 就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人。 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

就労支援に関する取組

刑務所出所者等の再犯を防止するため、その就労を確保することはとても重要です。就労支援に関する取組として、平成18年度から、法務省と厚生労働省が連携し、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しており、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、トライアル雇用(注1)や身元保証制度(注2)などの就労支援メニューを活用した支援を行っています。また、平成27年度からは、協力雇用主のもとでの就労・職場定着等を促進するため、刑務所出所者等を雇用しその指導等を行う協力雇用主に対して就労奨励金を支給する取組を始めています。

注1：刑務所出所者等の試行的な雇用期間をもうけることで、事業主の不安を軽減し、常用雇用への移行促進を図る制度。トライアル雇用を実施した事業主には試行雇用助成金が支給されます。

注2：身元保証人を確保できない刑務所出所者等について身元保証を行う民間団体が1年間身元を保証し、被保証人による業務上の損害等に対し事業主に見舞金を支給する制度。

地方公共団体による就労支援の取組

地方公共団体による就労支援の取組として、保護観察対象者を非常勤職員として雇用したり、公共工事等の競争入札において協力雇用主を優遇する制度を導入する例が増えています。同様の取組は、法務省においても、平成25年から保護観察対象者の雇用を開始しているほか、平成27年度からは、法務省発注の矯正施設の工事の一部を対象とし、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対して総合評価落札方式における加点を行っています。

経済界による就労支援の取組

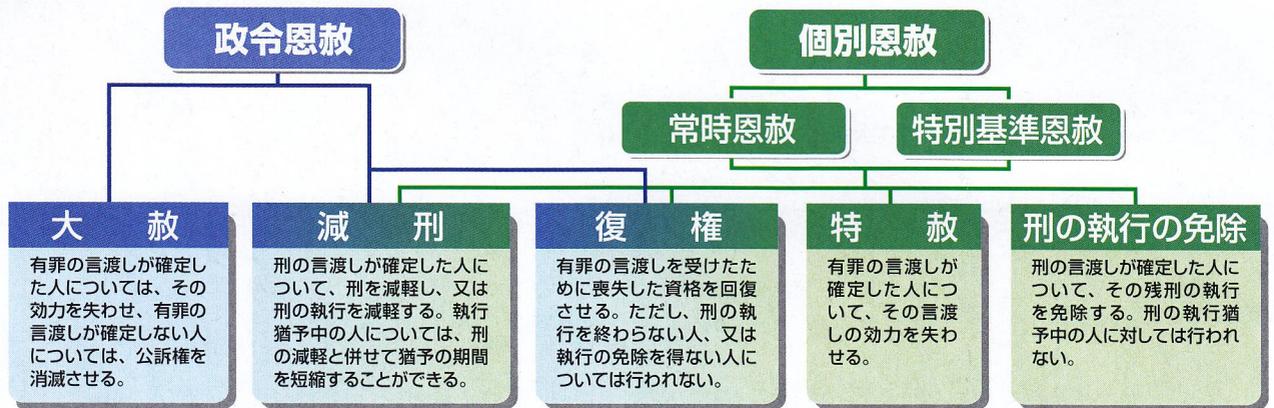
経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきであるとの考えから、平成21年に、経済諸団体や大手企業関係者等により認定特定非営利活動法人「全国就労支援事業者機構」が設立されました。また、地方単位の就労支援事業者機構(都道府県就労支援事業者機構)が全国50か所(各都府県に1か所ずつ、北海道は4か所)に設立され、刑務所出所者等を雇用した場合の協力雇用主への助成事業などの就労支援事業を実施しています。

恩 赦

恩赦とは、行政権によって、①国の刑罰権を消滅させ、②裁判の内容を変更し、又は③裁判の効力を変更若しくは消滅させることで、政令によって一律に行われる政令恩赦と、特定の者に対して個別に行われる個別恩赦に大別されます。

更生保護において重要なのは、犯罪をした人たちの改善更生の程度や被害者の感情などをみて、刑事政策的に残刑の執行を免除したり、資格を回復したりする個別恩赦です。個別恩赦は、中央更生保護審査会が、主に保護観察所の長の上申を受けて審査します。恩赦相当とされた場合、同審査会が法務大臣に申出を行い、内閣が決定、天皇がこれを認証することになります。

恩赦の種類

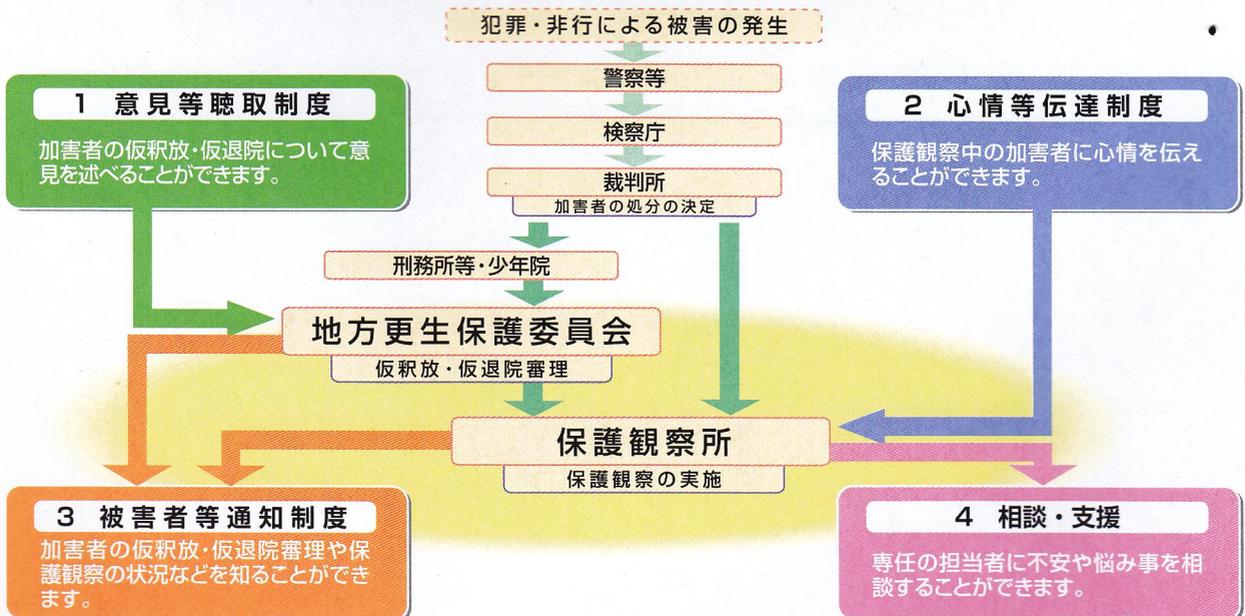


更生保護における犯罪被害者等施策

平成19年に成立した更生保護法及び平成17年に閣議決定された犯罪被害者等基本計画に基づき、更生保護の分野において、平成19年12月1日から犯罪被害者等の方々のための4つの施策を実施しています。

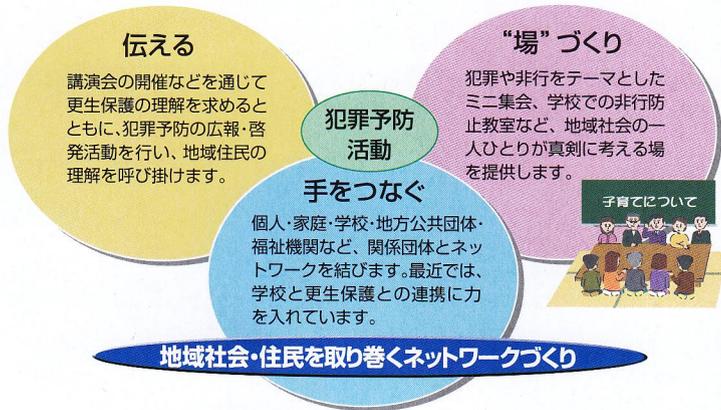
施策の実施に当たり、各保護観察所に、専任の担当者（被害者担当官（保護観察官）及び被害者担当保護司）を配置しています。担当者は、在任中、加害者の保護観察などを行わないこととしています。

更生保護における犯罪被害者等の方々のための施策



犯罪予防活動

犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進し、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護では「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。



“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

犯罪や非行のない明るい社会を目指す全国的な運動で、法務省主唱の下、毎年7月を強調月間として各地で様々な取組が行われています。



街頭広報活動の様子

医療観察制度

医療観察制度は、心神喪失等の状態で殺人や放火など重大な他害行為をした精神障害者の社会復帰の促進を目的として、平成17年7月から施行されました。

保護観察所は、精神医療や精神保健福祉の関係機関と共に、このような精神障害者の症状の改善及び同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進しています。

保護観察所の主な役割

生活環境の調査

裁判所の審判過程で、裁判所の求めに応じ、生活環境の調査を行い、その結果に意見を付して報告します。

保護観察所 (社会復帰調整官)



精神保健福祉の専門職として社会復帰調整官が配置されています。

生活環境の調整

入院中から、退院地の選定・確保のための調整と、退院地でのケア体制の整備を図ります。



精神保健観察

訪問面接や関係機関からの報告などを通じて、生活状況等を見守り、必要な医療を確保するための指導等を行います。



ケア会議の実施

地域での医療やケアに携わるスタッフによるケア会議を随時行い、必要な情報の共有とケア方針の統一を図ります。



関係機関相互の連携による 継続的な医療とケアの確保

● 更生保護官署一覧 ●

北海道	地方更生保護委員会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9907
札幌	保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9225
函館	保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18	0138-26-0431
旭川	保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4丁目	0166-51-9376
釧路	保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3	0154-23-3200
東北	地方更生保護委員会	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-3536
青森	保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25	017-776-6419
盛岡	保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20	019-624-3395
仙台	保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-1451
秋田	保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2	018-862-3903
山形	保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32	023-631-2277
福島	保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚17	024-534-2246
関東	地方更生保護委員会	330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-0181
水戸	保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-11	029-221-3942
宇都宮	保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2391
前橋	保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1	027-237-5010
さいたま	保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-861-8287
千葉	保護観察所	260-8553	千葉県千葉市中央区春日2-14-10	043-204-7795
東京	保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3597-0120
横浜	保護観察所	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-201-3006
新潟	保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1531
甲府	保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8	055-235-7144
長野	保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108	026-234-1993
静岡	保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45	054-253-0191
中部	地方更生保護委員会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2944
富山	保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16	076-421-5620
金沢	保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1	076-261-0058
福井	保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54	0776-22-2858
岐阜	保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2	058-265-2651
名古屋	保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2949
津	保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12	059-227-6671
近畿	地方更生保護委員会	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6260
大津	保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1	077-524-6683
京都	保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075-441-5141
大阪	保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6240
神戸	保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-1	078-351-4004
奈良	保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1	0742-23-4869
和歌山	保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁3	073-436-2501
中国	地方更生保護委員会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4497
鳥取	保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109	0857-22-3518
松江	保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町134-10	0852-21-3767
岡山	保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1	086-224-5661
広島	保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4495
山口	保護観察所	753-0088	山口県山口市中原町6-16	083-922-1327
四国	地方更生保護委員会	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5090
徳島	保護観察所	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6	088-622-4359
高松	保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5445
松山	保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1	089-941-9983
高知	保護観察所	780-0850	高知県高知市丸の内1-4-1	088-873-5118
九州	地方更生保護委員会	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-5-30	092-761-7781
福岡	保護観察所	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1-4-13	092-761-6736
佐賀	保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内2-10-20	0952-24-4291
長崎	保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16	095-822-5175
熊本	保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江3-1-53	096-366-8080
大分	保護観察所	870-8523	大分県大分市荷場町7-5	097-532-2053
宮崎	保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1	0985-24-4345
鹿児島	保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-10	099-226-1556
那覇	保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15	098-853-2945



更生ペンギンのサラちゃん
(更生保護のマスコットキャラクター)

しあわせ
幸福の黄色い羽根は、犯罪のない
幸福で明るい社会を願うシンボ
ルマークです。

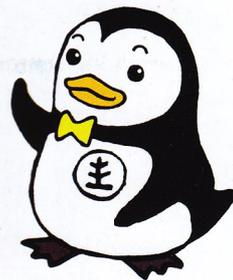
編集 ● 法務省保護局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話 03-3580-4111(内線・2603)

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

このパンフレットは、2019年2月現在の情報に基づいて作成されたものです。



更生ペンギンのホゴちゃん
(更生保護のマスコットキャラクター)